

財政健全化の原資を少しでも
住民負担軽減のために



柏樹 正 議員

町長 町、発展のための
貴重な財源である

町長の政治姿勢は

問 大企業の業績は連続

して増益、過去最高と言われ、「景気回復」と言うが、個人所得は伸びず、個人消費支出も伸び悩み、国民・町民にはその実感がほとんどない。それより住民負担ばかりどんどんふえて大変だという声が大きくなっている。

景気回復が始まったと言われるこの五年間、当別町の産業部門、農業や商工業の変化をどのようにとらえるか。

北海道では、この五年間に一万戸が離農したと報じられているが、農家戸数、農家人口・規模別農家収入に大きな格差が出てきているのか。家族

経営の困難さがどのような階層に特徴的にあらわれているか。

こうした町内状況下で町財政の厳しさが特に大変である認識は私も持っているが、十八年度繰り越しとなった排雪費の戻り分、町議選無投票による費用残など、財政健全化の原資にされると思うが、今後において少しでも住民負担軽減のために考慮され、努力される姿勢を期待する。

町長は、北海道町村会の副会長に就任されたが、財政や農業、雇用対策など、「地方分権」に名をかりた国の責任回避・地方転嫁と交付税削減にはきっぱりとした姿勢で臨み、町民の福祉向上のために町長としての使命を果たす姿勢について伺う。

町長 当別の農家間の格差は大きく開いていないが、日本農業が進めている交付金依存から脱却できるように営農組織等をつくり、付加価値を高めることを進めなければ、格差はどんどんついていく。農産物のブランド化や付加価値化、手のかか



ふれあい倉庫では、連日新鮮野菜を入荷販売中！

る花卉、野菜等の生産をせざるを得ない。品目横断的経営安定対策で対象外の方は、今は少ないが、これから先が大変だ。

十四年度から十八年度の商工業者数の推移は五百十二件から五百六件で六件減少と大きな変化は生じていない状況である。

商店街がイベントを積極的に開催されず集客努力がなされないままだったのが五年で見直した。商店街が積極的でなかった。

予算執行では常にコスト意識をした効率的な執行を行い翌年度会計に繰り越しを生み出しており、繰越金は剰余金でなく、当初予算では財源不

足のために予算計上を見送った事業、住民ニーズや利便性向上、町の発展などに資する事業を行う貴重な補正財源である。

国や道に対し自治体はこれまで以上に連携し解決方法を調べ上げて検討と努力を積み上げていきたい。



現在使用されている役場3階の喫煙室

ゆとろ・町役場での喫煙場所の再考を

問 健康増進法では、官

公庁施設など多くの人が利用する施設で、受動喫煙を防止するための禁煙や分煙などを進めるよう努力義務が規定されている。子供やお年寄りも多く出入りする「ゆとろ」は、現在の場所を変えることにはならないか。役場の場合、裏口での喫煙が、目立たないようういて意外と喫煙の光景を見ている町民もおり、「喫煙場所の明示がない」「イメージ、印象が適切ではない」という指摘もあり、改善策はあるのか。

町長 喫煙場所は役場の二ヶ所、ゆとろの一角所に絞り、玄関先等は直ちに改めていきたい。

美しい町づくりと農地・水・環境
保全向上対策事業との競合性は



白杵 英男 議員

町長 活動計画の実施で景観整備は
前進すると確信している

農地・水・環境保全
向上対策事業で
農村景観の保全を

問 当別町では平成十四年に美しいまちをみんなで作る条例が制定され、住民が誇りを持って快適に暮らせる美しく心地よい町の実現を目指して、町や住民の役割を定めて目的に沿って推進しているところだが、農村部では広さゆえに農家住宅周辺及び農振地区以外の圃場が景観を著しく阻害する要因となっている。農業者も過疎化や高齢化により、適切な保全が困難な状態になっていると思う。このような状況の中で今回実施される農地・水・環境保全向上対策事

業は、その内容から十分に成果を期待しているが農村景観のイメージを変えるのは大変な意識改革が必要であり、二つの事業が具体的にどのようリンクして、どの程度の美しい農村景観が期待できるのかまた、周りの農地が集約され農業者の高齢化も考えられる中で、五年後も当別町の農家戸数は現状を維持できるのか。さらにこの制度を生かして耕地防風林等、地域の景観資源の整備や保全を実施できないか。



農地・水・環境保全向上対策事業で整備された防風林

町長 美しいまち当別をみんなで作る条例の理念に基づき農地・水・環境保全向上対策基本方針を策定した。地域景観マップを作成し地域の将来

像を定めて、年次計画を策定、農村景観の阻害要因除去し、地域全体で景観向上に取り組み。さらに農村地域を一体とし、環境整備等の実施などを盛り込んだ活動計画が提出された。この事業は、農業振興地域以外も対象になる公共事業であり、計画が実施され、美しいまち当別をみんなで作る条例に沿って景観整備が前進すると確信している。耕地防風林は、この事業を活用して地域の活動計画に組み入れ、再度環境整備を継続できることになっている。農家戸数を他産業並みの所得にする計算だと三五〇戸に減少してしまう。美しい農村を創出することが都市近郊農村として当別が生き残る唯一の道だと思う。

次期総合計画年度での都市計画税の扱いは

問 当別町第四次総合計画についてだが、平成二十年に期限が終了する。その中の都市計画に於いて、住宅地域の都市基盤整備は財政難の状況下で

計画通り進んでいるのか。推進にあたっては、地域の状況を考え十分な説明の上での理解を得て行うべきだと考える。それらに関する都市計画税の徴収等は予定地域に於いて計画通り実施するのか。



あいあい公園

本町地区同様に整備された太美地区の都市公園

町長 計画どおり各種都市計画事業は取り組まれており、土地区画整理については、本年度末で百%の予定で現在事業を実施している。都市計画税は本町地区

で昭和五十一年度用途地域指定、五十九年から都市計画税を賦課している。西部地区は平成八年度、用途地域指定に当たり、本町地区同様に都市

遊遊公園



計画施設がある程度の水準に整備された時点で賦課することになっており、現在の当別町地区以上の整備水準に達しており、行財政システム再構築プランに基づき財政基盤の健全化及び税の公平負担の原則から町税等の収入の確保を目的に計画では平成二十年より西部地区に都市計画税を賦課することとされているが、今後実施する地域住民に対する説明会を通じて賦課する時期については最大努力をしても平成二十一年より遅くはできないと考えている。

子どもの人権が尊重され、
幸せの最優先を



洞内真由美 議員

教育長
地方公務員法により守秘義務が
定められ情報は外に出ないと

平和行政について

問 国民投票法が成立し、日本を戦争ができる国に変える動きが高まりつつあるが、自治体から戦争放棄の実現化を図っていく、非武装、非暴力の力で住民を守る「無防備地域宣言」という新たな平和運動が全国的に発展している。だれもが安心して暮らすことのできる社会の構築は、自治体独自の平和、安全保障についての政策を打ち出し、実践することにあると考え、平和行政について町長の考えは。

町長 住民レベルで非核平和の大切さを個人個人の間で深く浸透させていくために、たゆまなく努



地域の人が協力し合い花壇を整備！

明らかにされた。協働の取り組みにより私たち皆がお互いに感謝し合い、ともに喜びを共有し、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる町に変わるこ

力と働きかけをしていくことを行っている方々に対して敬意を表している。非核宣言については民意の広がりが高まってきたときに初めて可能になると思われるので、そういう高まりを見きわめて検討していきたい。

協働の指針について

問 協働の指針が策定され、行政と住民が対等な立場でも協働して取り組むという共通認識が

とを願っている。今後行政の意識改革は具体的にどう進めるのか。また、情報提供は、いつ、どのような方法でするのか。町長 協働のまちづくりを進めるためには、行政の持っている情報を常に開示して情報共有を図ることが大前提だと思っている。重要な施策や事業を行うおとずる場合には、早い段階から町の広報やホームページを通じて情報公開に努め、アンケート

職員制度は地域の皆さんと各地域を担当する職員が話しあうことで、互いに持っている情報を共有し地域の課題を解決しようとする制度だが、このような取り組みを通じて情報共有を図りたい。

子どもの健全育成サポートシステムについて

問 子ども健全育成サポートシステムとは、当別町教育委員会と札幌方面北警察署が、児童生徒の非行等に関する情報を共有し、緊密な連携のもとに非行の再発防止や犯罪被害の未然防止などを図る目的で、子供の個人情報と相互に連絡し合うというものである。この協定は、憲法十三条で保障されるプライバシーの権利、二十六条で保障される子供の教育を受ける権利に反している。協定締結の前に、常に子供の人権が尊重され、子供の幸せが最優先される教育行政であることを望む。個人情報保護に関する具体的な保管方法、期間に関する規定は、また、保護者への周知方法は、



日々子ども達との触れ合いも健全育成をサポートしています。

教育長 地方公務員法により公務員の守秘義務が定められているので、情報の保護については、みだりに外に出ていくことではないと考えている。十六年時点ではなっていないが平成十八年の四月に警察も個人情報保護条例の実施機関になり、協定というルールがない限り、各学校に情報は流せない。情報流出の問題では、その子どもたちが卒業した時点で破棄される。PTAの役員等に説明をしながら、保護者の方にはこの制度についての文書を配付する。